

諸外国調査サブワーキング 報告書

目次

第1 調査研究の目的.....	- 1 -
第2 調査実施概要.....	- 2 -
1 調査対象国.....	- 2 -
2 調査対象機関.....	- 2 -
第3 児童ポルノ禁止法と規制の範囲.....	- 3 -
1 ノルウェー.....	- 3 -
2 イギリス.....	- 4 -
3 日本法との比較.....	- 9 -
第4 ブロッキングの実施背景.....	- 11 -
1 ノルウェー.....	- 11 -
2 イギリス.....	- 11 -
第5 ブロッキングの体制及び手法.....	- 12 -
1 ノルウェー.....	- 12 -
2 イギリス.....	- 12 -
3 両国の比較.....	- 13 -
第6 ブロッキングの技術.....	- 14 -
1 ノルウェー.....	- 14 -
2 イギリス.....	- 14 -
第7 その他の検討課題.....	- 16 -
1 リスト機関の透明性.....	- 16 -
2 法的根拠.....	- 16 -
3 ネットワーク運用の課題.....	- 16 -

第1 調査研究の目的

海外における児童ポルノ対策の現状については複数の調査が実施されているが、各地域における個別具体的な調査については、総務省の『インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会 最終取りまとめ』(2009)等でも不十分であるとされているところである。

また近年、欧州諸国では児童ポルノについてインターネットサービスプロバイダやキャリアでのブロッキングによる対策を実施する国が現れ始めるなど、新たな対策についても導入が始まっている。日本でもこの対策について、2008年度の「総合セキュリティ対策会議報告書」にて、導入の検討を行うことが求められた。児童ポルノ対策作業部会においても、ISP技術者SWGと法的問題検討SWGの2つのサブワーキンググループが形成され、それぞれのテーマについて検討がなされてきたところである。また、2009年6月に設立された「児童ポルノ流通防止協議会」においても、検討がなされ、その結果が公表されている。

以上のような状況を受けて、本調査では、欧州諸国におけるインターネット上の児童ポルノ情報対策について、インターネットブロッキングによる対策を中心に調査を実施した。

調査に当たっては、単に児童ポルノブロッキング対策の現況のみならず、児童ポルノ対策のための法制度や、通信の秘密・表現の自由といった背景となる法制度、ICT産業の業態、インターネット利用環境等、法・技術・社会などの各側面から幅広く聞き取り調査を行い、我が国において児童ポルノ流通防止対策を実施する上で必要となる基礎的な資料を作成することを試みている。

第2 調査実施概要

1 調査対象国

本調査では、児童ポルノのブロッキングを実施している欧州諸国を対象とする。ブロッキングの技術方式としてはDNS、URL、IPの3種類及びそのハイブリッド方式があること、また、ブロッキングの実施体制としても様々な形態があることから、複数の方式の特徴を調査できるように選択するものとし、具体的には下記の2カ国を対象とする。

・グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国(以下、本書において「イギリス」と称する。)

IPとURLのハイブリッド方式であるCleanFeedによるブロッキングを実施している。URLリストはNGOであるInternet Watch Foundation (IWF) が作成したものを利用している。

・ノルウェー王国(以下、本書において「ノルウェー」と称する。)

DNSブロッキングを採用。北欧では最も早く、2004年にブロッキングを実施している。URLリストは警察機関(KRIPOS)が作成したものを利用している。

2 調査対象機関

調査対象としては、各国の通信キャリア、インターネットサービスプロバイダ(ISP)、ISP協会(ISPA)、URLリスト作成機関、NGO、有識者等を対象とした。

実際にヒアリングを実施した機関は、下記の通りである。なお、イギリスのURLリスト作成機関であるIWFについては、アポイントの取得ができず、電話で一部事項をヒアリングするにとどまった。

・イギリス

通信会社、ISP等:

BT、O2、GSM Association、Oxford Internet Institute

NGO、有識者等:

Children's Charities' Coalition on Internet Safety、学識経験者複数名

・ノルウェー

通信会社、ISP等:

Telenor、ventelo

リスト管理機関:

KRIPOS

NGO、有識者等:

第3 児童ポルノ禁止法と規制の範囲

1 ノルウェー

ノルウェーの児童ポルノ禁止法では、刑法(Almindelig borgerlig Straffelov)第204条aが規制根拠である。

Section 204

Any person who

- a) publishes, sells or in any other way attempts to disseminate pornography,
- b) imports pornography with intent to disseminate it,
- c) delivers pornography to persons under 18 years of age, or
- d) gives a public lecture or arranges a public performance or exhibition of a pornographic nature,

shall be liable to fines or imprisonment for a term not exceeding three years.

In this section pornography means sexual depictions that seem offensive or are in any other way likely to have a humanly degrading or corrupting effect, including sexual depictions involving the use of corpses, animals, violence and duress. Sexual depictions that must be regarded as justifiable for artistic, scientific, informational or similar purposes shall not be regarded as pornographic.

Any person who negligently commits any act referred to in the first paragraph shall be liable to fines or imprisonment for a term not exceeding six months. The same penalty shall apply to any proprietor or superior who wilfully or negligently fails to prevent the commission in any activity of any act referred to in the first paragraph.

This section shall not apply to any film or videogram that the Norwegian Media Authority has by prior control approved for commercial exhibition or sale.

Section 204a

Any person who

- a) produces, procures, imports, possesses, delivers to another person or for payment or systematically acquaints himself with any presentation of sexual abuse of children or any presentation of a sexual nature that involves children,
- b) concerns himself with presentations of sexual abuse of children or

c) induces any person under 18 years of age to allow pictures of himself or herself to be taken as part of any commercial presentation of moving or non-moving pictures of a sexual nature, or produces such presentations depicting any person under 18 years of age,

shall be liable to fines or imprisonment for a term not exceeding three years.

In this section child means any person who is or who appears to be under 18 years of age.

Any person who negligently commits any act referred to in the first paragraph shall be liable to fines or imprisonment for a term not exceeding six months. The same penalty shall apply to any proprietor or superior who wilfully or negligently fails to prevent the commission in any activity of any act referred to in the first paragraph.

The penalty may be remitted in the case of any person who takes and possesses a picture of a person who is between the ages of 16 and 18 years if the latter has consented thereto and both of them are about equal in age and development.

Section 204, second paragraph, second sentence, and fourth paragraph, shall apply correspondingly.

法律上、児童の定義は、18歳未満及び18歳未満に見える人物とされている。

児童ポルノに分類されるコンテンツは、写真や映像だけでなく、絵も含まれており、ヒアリングによれば写実性があるものが対象とされている。

また、禁止行為としては、製造、取得、輸入、所持、頒布、販売等があげられており、違反した場合、罰金若しくは3年以下の懲役とされている。

なお、例外として、「芸術、科学、報道目的等の合理性があると考えられる性的な描写」、「ノルウェーのメディア庁が認可したもの」が対象外であると共に、16歳以上の児童について、同意の上かつ当人とあまり年齢差の無い人物との間で撮影された写真等は罪を減じ得るとされている。

2 イギリス

イギリスにおいては、1978年児童保護法(Protection of Children Act 1978)第1条、1988年刑事司法法(Criminal Justice Act 1988)第160条、2003年性犯罪法(Sexual Offences Act 2003)が規制根拠である。

1978 年兒童保護法¹

第 1 条

(1) It is an offence for a person—

- (a) to take, or permit to be taken or to make, any indecent photograph or pseudo-photograph of a child ; or
- (b) to distribute or show such indecent photographs or pseudo-photographs; or
- (c) to have in his possession such indecent photographs or pseudo-photographs, with a view to their being distributed or shown by himself or others; or
- (d) to publish or cause to be published any advertisement likely to be understood as conveying that the advertiser distributes or shows such indecent photographs or pseudo-photographs, or intends to do so.

(2) For purposes of this Act, a person is to be regarded as distributing an indecent photograph or pseudo-photograph if he parts with possession of it to, or exposes or offers it for acquisition by, another person.

(3) Proceedings for an offence under this Act shall not be instituted except by or with the consent of the Director of Public Prosecutions.

(4) Where a person is charged with an offence under subsection (1)(b) or (c), it shall be a defence for him to prove—

- (a) that he had a legitimate reason for distributing or showing the photographs or pseudo-photographs or (as the case may be) having them in his possession; or
- (b) that he had not himself seen the photographs or pseudo-photographs and did not know, nor had any cause to suspect, them to be indecent.

(5) References in the Children and Young Persons Act 1933 (except in sections 15 and 99) to the offences mentioned in Schedule 1 to that Act shall include an offence under subsection (1)(a) above.

(6) 廢止

(7) In paragraph 1 of the Schedule of Visiting Forces Act 1952 (offences against the person in the case of which a member of a visiting force is in certain circumstances not liable to be tried by a United Kingdom court), after sub-paragraph (b)(viii) (inserted by the Sexual Offences Act 1956) there shall be added—

第 2 条

(1) 廢止

(2) 廢止

¹ http://www.opsi.gov.uk/RevisedStatutes/Acts/ukpga/1978/cukpga_19780037_en_1

(3) In proceedings under this Act relating to indecent photographs of children a person is to be taken as having been a child at any material time if it appears from the evidence as a whole that he was then under the age of 16.

第 7 条

(1) The following subsections apply for the interpretation of this Act.

(2) References to an indecent photograph include an indecent film, a copy of an indecent photograph or film, and an indecent photograph comprised in a film.

(3) Photographs (including those comprised in a film) shall, if they show children and are indecent, be treated for all purposes of this Act as indecent photographs of children and so as respects pseudo-photographs.

(4) References to a photograph include—

(a) the negative as well as the positive version; and

(b) data stored on a computer disc or by other electronic means which is capable of conversion into a photograph.

(5) “Film” includes any form of video-recording.

(6) “Child”, subject to subsection (8), means a person under the age of 16.

(7) “Pseudo-photograph” means an image, whether made by computer-graphics or otherwise howsoever, which appears to be a photograph.

(8) If the impression conveyed by a pseudo-photograph is that the person shown is a child, the pseudo-photograph shall be treated for all purposes of this Act as showing a child and so shall a pseudo-photograph where the predominant impression conveyed is that the person shown is a child notwithstanding that some of the physical characteristics shown are those of an adult.

(9) References to an indecent pseudo-photograph include—

(a) a copy of an indecent pseudo-photograph; and

(b) data stored on a computer disc or by other electronic means which is capable of conversion into a pseudo-photograph.

1988 年刑事司法法²

第 160 条 Summary offence of possession of indecent photograph of child

(1) It is an offence for a person to have any indecent photograph of a child (meaning in this section a person under the age of 16) in his possession.

(2) Where a person is charged with an offence under subsection (1) above, it shall

² http://www.opsi.gov.uk/acts/acts1988/ukpga_19880033_en_15#pt11-pb11-11g160

³ <http://www.statutelaw.gov.uk/content.aspx?parentActiveTextDocId=820904&activetextdocid=820963>

be a defence for him to prove—

- (a) that he had a legitimate reason for having the photograph in his possession; or
 - (b) that he had not himself seen the photograph and did not know, nor had any cause to suspect, it to be indecent; or
 - (c) that the photograph was sent to him without any prior request made by him or on his behalf and that he did not keep it for an unreasonable time.
- (3) A person shall be liable on summary conviction of an offence under this section to a fine not exceeding level 5 on the standard scale.
- (4) Sections 1(3), 2(3), 3 and 7 of the [1978 c. 37.] Protection of Children Act 1978 shall have effect as if any reference in them to that Act included a reference to this section.
- (5) Possession before this section comes into force is not an offence.

2003 年性犯罪法³

第 45 条 Indecent photographs of persons aged 16 or 17

- (1) The Protection of Children Act 1978 (c. 37) (which makes provision about indecent photographs of persons under 16) is amended as follows.
- (2) In section 2(3) (evidence) and section 7(6) (meaning of “child”), for “16” substitute “18”.
- (3) After section 1 insert—
- “1A Marriage and other relationships
- (1) This section applies where, in proceedings for an offence under section 1(1)(a) of taking or making an indecent photograph of a child, or for an offence under section 1(1)(b) or (c) relating to an indecent photograph of a child, the defendant proves that the photograph was of the child aged 16 or over, and that at the time of the offence charged the child and he—
 - (a) were married, or
 - (b) lived together as partners in an enduring family relationship.
 - (2) Subsections (5) and (6) also apply where, in proceedings for an offence under section 1(1)(b) or (c) relating to an indecent photograph of a child, the defendant proves that the photograph was of the child aged 16 or over, and that at the time when he obtained it the child and he—
 - (a) were married, or
 - (b) lived together as partners in an enduring family relationship.
 - (3) This section applies whether the photograph showed the child alone or

with the defendant, but not if it showed any other person.

- (4) In the case of an offence under section 1(1)(a), if sufficient evidence is adduced to raise an issue as to whether the child consented to the photograph being taken or made, or as to whether the defendant reasonably believed that the child so consented, the defendant is not guilty of the offence unless it is proved that the child did not so consent and that the defendant did not reasonably believe that the child so consented.
- (5) In the case of an offence under section 1(1)(b), the defendant is not guilty of the offence unless it is proved that the showing or distributing was to a person other than the child.
- (6) In the case of an offence under section 1(1)(c), if sufficient evidence is adduced to raise an issue both—
 - (a) as to whether the child consented to the photograph being in the defendant's possession, or as to whether the defendant reasonably believed that the child so consented, and
 - (b) as to whether the defendant had the photograph in his possession with a view to its being distributed or shown to anyone other than the child, the defendant is not guilty of the offence unless it is proved either that the child did not so consent and that the defendant did not reasonably believe that the child so consented, or that the defendant had the photograph in his possession with a view to its being distributed or shown to a person other than the child."

(4) After section 160 of the Criminal Justice Act 1988 (c. 33) (possession of indecent photograph of child) insert—

“160A Marriage and other relationships

- (1) This section applies where, in proceedings for an offence under section 160 relating to an indecent photograph of a child, the defendant proves that the photograph was of the child aged 16 or over, and that at the time of the offence charged the child and he—
 - (a) were married, or
 - (b) lived together as partners in an enduring family relationship.
- (2) This section also applies where, in proceedings for an offence under section 160 relating to an indecent photograph of a child, the defendant proves that the photograph was of the child aged 16 or over, and that at the time when he obtained it the child and he—
 - (a) were married, or

- (b) lived together as partners in an enduring family relationship.
- (3) This section applies whether the photograph showed the child alone or with the defendant, but not if it showed any other person.
- (4) If sufficient evidence is adduced to raise an issue as to whether the child consented to the photograph being in the defendant's possession, or as to whether the defendant reasonably believed that the child so consented, the defendant is not guilty of the offence unless it is proved that the child did not so consent and that the defendant did not reasonably believe that the child so consented.”

法律上、児童の定義は、18歳未満であり、18歳未満のように見える人物も含まれるとされる。(1978年児童保護法1条、2003年性犯罪法45条)

児童ポルノに分類されるコンテンツは、児童のみだら(indecent)な写真や映像に加えて、疑似写真(pseudo-photograph)、写実的に描かれた絵も含まれるとされる。(1978年児童保護法1条)

また禁止行為としては、製造、頒布、展示、出版(以上1978年児童保護法1条)、単純所持(1988年刑事司法法160条)等があげられており、違反した場合、10年以下の拘禁刑、又は罰金刑、若しくはそれらの併科とされている(単純所持の場合は5年以下の拘禁系と罰金刑の併科)。

なお、例外として、16歳以上の児童で婚姻又は同棲関係にあり、なおかつ児童の同意がある場合については罪に問わないとされている。(2003年性犯罪法45条)

3 日本法との比較

日本法と比較すると、下記のようなことが特徴として上げられる。

まず規制対象については、両国とも、日本と異なり、18歳未満に見える人物や、CG等についても対象とされている。CG等については写真のように見える程度の「写実性」がある(リアリティックな)ものが対象になるとされるが、ヒアリングによれば、両国において流通する通常のアニメ・漫画は対象とならないという意見が一般的とのことであった。「写実性」の度合いについて、両国とも裁判所で争われたことがなく、現状において「写実性」を示す明確な尺度は無い状況であるとされる。

次に規制範囲の違いについては、両国とも単純所持が禁止されている点があげられる。ヒアリングによれば、これらの単純所持には、メールで強制的に送られてきた画像を開いた場合や、ウェブサイトにたまたま載っていた画像を閲覧した場合などの偶発的な閲覧も処罰対象に含まれるとされる⁴。尚、イギリスの場合、本人又は代理人があらかじめ要求しないにもかかわらず

⁴ イギリスでは判例により、1978年児童保護法第1条(1)(a)の「to make」がこのような意味を含むとされ

送付され、かつ、合理的な期間内でその保有をやめたことなどが証明できれば処罰の対象とならない(1988年刑事司法法第160条第2項第c号)。

最後に、例外規定があることがあげられる。両国とも、婚姻可能あるいは性交可能な年齢以上(両国では16歳)の場合についての例外規定があること、芸術的な作品は例外とされていることがあげられる。

第4 ブロッキングの実施背景

1 ノルウェー

児童ポルノのブロッキングについては、2004 年から、警察機関である KRIPOS (KRiminal POliti Sentralen) と各 ISP が契約書を交わすことで自主的に実施している。

ブロッキングに関する法的な規定はないが、ヒアリングによれば司法常任委員会 (The Standing Committee on Justice) から「2006 年末までに全ての ISP によってブロッキングシステムが導入されない場合法律による義務化を検討する」という見解が示されており、それを受けて開始された面があるとされる。

2 イギリス

児童ポルノのブロッキングについては、2004 年より、第三者機関である Internet Watch Foundation (以下 IWF) から URL リストを受け取り、各 ISP が自主的に実施している。

ブロッキングに関する法的な規定はないが、ヒアリングによればジョン・メージャー保守党政権下の 1990 年代中頃において警察からの強い圧力があり、「業界として自主的な取り組みを始めない場合、通信事業者に規制を課す立法措置を行う」と明言されており、そのような背景もあって実施された面があるとされる。

第5 ブロッキングの体制及び手法

1 ノルウェー

ブロッキングについては、警察組織(KRIPOS)がホスト名単位での児童ポルノ掲載場所のリストの作成を行い、ISPはそのリストを利用してブロッキングを実施している。

このブロッキングに利用する技術については契約に規定されていないが、主に CSAADF (Child Sexual Abuse Anti Distribution Filter)が採用されている。この技術は、CIRCAMP (COSPOL Internet Related Child Abusive Material Project)主導で2004年に開発されており、DNSポイズニングという技術を利用している。なお、一部ISPでは、DNSポイズニング以外の手法を採用している。

ノルウェーのインターネット利用者に対するブロッキングのカバー率は100%に近いとされている。

次に、児童ポルノ掲載URLリストの運用体制についてだが、KRIPOSからISPにテキストファイルで提供されている。更新の頻度は不定期である。

リストを管理している実質的な担当者は1名であり、クレームは月に1~2回程度である。また、リストに記載されているホストは約2500件である。なお、過去には5000件以上であった時期もあるとされる。

リストに掲載する対象については、児童か否かの明快な判断の難しい情報、例えば10代後半と思われる被写体などについては対象とせず、14歳以下であることが明らかな、児童の性的虐待を取り扱った情報をターゲットとしているとされる。

リストに掲載するURLは、ノルウェー国外のサイトのみを対象としており、国内のものは検挙を実施している。

なお、児童ポルノのみが対象で、著作権法の侵害物等については対象外である。

2 イギリス

ブロッキングについては、第三者機関であるIWFがURL単位での児童ポルノ掲載場所のリストを作成し、ISPはそのリストを利用してブロッキングを実施している。

このブロッキングに利用する技術については規定されていないが、主にCleanfeedという技術が採用されている。この技術は、2004年にBTによって開発・実装されており、ハイブリッドフィルタリングといわれる技術を利用している。なお、一部ISPでは、パケットフィルタリングやDNSポイズニングの手法を採用している。

イギリスのインターネット利用者に対するブロッキングのカバー率は95%以上とされ、実質的に100%という説もある。

次に児童ポルノ掲載 URL リストの運用体制についてだが、IWF から ISP に提供されている。更新の頻度は 1 日に 2 回であるが、自動的に行われるものであり具体的な内容の確認は ISP 側では行っていない。

リストを管理している担当者は、ホットライン業務を含めて約 15 名であるが、クレーム数等については不明である。

リストに掲載されているホスト数は非公開であるが、事業者によれば、約 3500 件程度であるとされている。

リストに掲載する対象については、外見上のみでは判断が難しい情報については、ブロックの対象とはしていないとされる。IWF は特に酷い情報(worst of worst)についての対応を行うものだという見解がある。リストに掲載する URL は、イギリス国外のサイトのみを対象としており、国内のものは検挙を実施している。

3 両国の比較

両国のブロッキングの体制及び手法について比較すると、下記の点が上げられる。

まず、ブロッキングの対象とする情報については、国内の法律で児童ポルノと定義され得るインターネット上の全ての情報ではなく、特に対策が必要と考えられるもののうち海外のウェブサイトの情報のみに限定していることが共通である。また、法律上の児童ポルノの定義が両国で全く同様というわけではないが、被写体が児童であることが明確であるもの、及び特に酷い情報(worst of worst)を対象にしているという点でも共通していると言えよう。また、児童ポルノ以外にもブロッキングを広げるという要望は両国共にあるが、現在のところノルウェーでは対象としていない。イギリスでは一部対象とする動きがあるが、基本的には対象外とされている

次に、ブロッキングの実施体制については、システムとしては DNS ブロッキングとハイブリッドフィルタリングで方式が異なっている。また、体制としても警察機関が主導するノルウェーと、第三者機関との連携で行うイギリスという違いがある。ただし、国内のものについてはテイクダウン又は警察の捜査により対応し、海外のものについてはのみリストに追加するという点については共通である。

第6 ブロッキングの技術

1 ノルウェー

ノルウェーのブロッキングシステムでは、ホスト名単位でのブロックを実施している。具体的な手順としては、下記の通りである。

- ① DNS への問い合わせに対して、KRIPOS のリストとの比較を行う
- ② KRIPOS のリストにあるホスト名であった場合、ホストの場所として、ブロックした結果を通知するウェブサイト(ストップページ)を返す
→ストップページが表示される
- ③ KRIPOS のリストに無い場合、正しい答えを返す

このシステムの運用については、Telenor では 1 人、ventelo も 2 人での対応であり、多くの人員を割いているわけではない。コストとしては、初期費用で約 5000 ユーロ(約 80 万円)とされており、その後は人件費のみとされる。

なお、技術的には指定 DNS 以外を利用すれば回避は容易である。「ISP 事業者にとっての『ネットワークがセキュアである』とはネットワークが落ちないこと(である)」という立場でバランスをとった結果としてこのような技術が採用されたとされる。

ISP は上記のストップページのログについて、整形して IP アドレスを除いたものを KRIPOS に提供している。この際、個人を特定する情報は渡さず、統計情報と情報提供元のウェブサイト情報を提供するようにしている。なお、ISP 自身は IP アドレスを一定期間保有しているが、社内管理用で契約者情報との紐付け等は実施していないとされる。

実際にブロックされている件数は、ヒット数で約 15,000/日、ユニークな IP アドレス数では約 1,500/日程度とされている。

2 イギリス

イギリスのブロッキングシステムでは、IP アドレスベースでのブロックと、URL ベースでのブロックとの 2 段階のステージを持っている。具体的な手順としては、下記の通りである。

- ① IP アドレスとポート番号によって、「疑わしい」ウェブページへのアクセスか否かの振り分けを行う
- ② 「疑わしい」ウェブページがホスティングされていると考えられる IP アドレスへのアクセスの場合、ISP が用意した HTTP プロキシへパケットをルーティングする
- ③ IWF のリストの URL と完全にマッチした場合、当該リクエストには 404(当該リソースが

見つからない)のレスポンスを返す

- ④ URL とマッチしなかった場合、当該 HTTP プロキシから外部ネットワークへそのまま転送する

このシステムのコストとしては、初期投資として約 50 万ポンド(約 7500 万円)がかかったとされる。

回避は行いにくいとされるが、技術的にはサーバ側が 80 番ポート以外を利用することで回避可能とされる。

ISP は警察等に対してログ情報の提供を行っていない。ブロック件数等の統計情報も提供をしていない。また、ユーザを特定する形でのログ取得も実施していないとされる。

実際にブロックされている件数については、ヒット数で数万件/日とされるが、ただし多くはバナーやクローラーなどによるアクセスであるとされている。

第7 その他の検討課題

1 リスト機関の透明性

リスト機関の透明性については、ノルウェーの KRIPOS、イギリスの IWF 共に異議申し立て窓口を設置することで対応している。

ただし、対象が海外のサイトであることと、海外からはブロックされていること自体に気づきにくいということから、実質的に機能しにくいという問題点があるとされる。

2 法的根拠

児童ポルノを規制する法的根拠について、ノルウェー・イギリス両国においては強い単純所持規制があり、偶発的な閲覧も違法とされている。そのため、各 ISP には、顧客を児童ポルノ情報の意図しない閲覧から守るといった社会的な責務があると考えられているとされる。

なお、各 ISP の利用規約では児童ポルノについて直接書かれているわけではなく、一般の違法情報として児童ポルノが規制されるという構造になっている

3 ネットワーク運用の課題

ノルウェーで利用されている CSAADF のメリットの 1 つには、Telenor や ventelo 等の主要 ISP に対して DNS を forward⁵ するだけでどんな小規模 ISP でも児童ポルノブロッキングを適用出来るという導入コストの低さがある。

ただしこの方法をとる場合には、分散データベースである DNS の冗長性を減じてしまうという批判もある。

これに対して、イギリスの Cleanfeed のように透過型プロキシを用いる場合は、IP アドレスベースでのオーソリゼーションやアクセスコントロール等に問題が発生するケースが想定される。なお、2008 年にイギリスで起きた Wikipedia への書き込みができなくなったというケースは、ISP から Wikipedia へのアクセスが透過型プロキシ経由になったことで、多数のアクセスが単一の IP アドレスから行われて Wikipedia 側の IP アドレスベースでの管理が破綻したことが原因であるとされる。

以上

⁵ 当該サーバでは自組織のドメインなど最低限の対象しか処理せず、他については指定先のサーバへ委任する仕組み